

NPO 法人 NEXTEP スタッフ及びボランティア交通費規程

1 条 熊本県外在住のスタッフが、当法人主催事業に参加する際の交通費については片道分を補助する。この時、領収書等証票と引き換えに立替清算を行う。

2 条 職員が業務に自家用車を使用した場合には、実費金額を支給する。

2 前項の実費金額の計算方法は、リッターあたり 10km の燃費を前提として、レギュラーガソリンの現状市販価格を参考にしたガソリン価格を乗じた金額を実費として支給する。

3 条 事業活動に伴い必要と認められる移動経費については実費を支給する。

4 条 一時的なボランティアを含むイベント時のスタッフ交通費は 1,000 円とする。

5 条 この規程に関わらず、個別に交通費の額を設定することがある。

附則

この規程を平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

この規程を令和 2 年 9 月 17 日から施行する。(令和 2 年 9 月 16 日理事会議決)